

「子ども・子育て支援法」に基づく、「市町村子ども子育て支援事業計画」策定について

これまで各市町村では子ども・子育て支援法に基づき、第1期・第2期の「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間5年）が策定されてきました。そして令和5～6年度には令和7年度から5年間を計画期間とする第3期計画の策定を控えています。

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することを定めており（子ども・子育て支援法第60条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第61条）。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されています。

市町村子ども子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

資料：子ども・子育て支援法に基づく基本指針

3 子ども・子育て支援事業計画（あらすじ）

第1章 計画策定にあたって

策定の趣旨や背景など、国の制度の概要、市における子ども・子育て施策の動向、計画の期間、位置づけ、法的根拠など、計画策定の背景となる基本的な事項を踏まえます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

市の子ども・子育てにかかる統計データやアンケート結果について分析し、課題を抽出します。

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

市の総合計画や関連計画、国の方向性などを踏まえ検討します。

第4章 施策の展開（子ども・子育て支援新制度 事業計画）

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用希望を踏まえて作成すること。

教育・保育の量を見込むにあたっては、地域の実情に応じて、計画期間内における保育利用率を設定すること。

※待機児童の中心である0～2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(掲載イメージ)

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性 あり	0-2歳 保育の 必要性 あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)		80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)		20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100 人	0	0	▲20人	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
国の考え方

市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。
放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

(掲載イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	...
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②-①	0	0	0	...

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	...
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	...
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	...
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	...

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）

- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- ・ 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

5. 子ども施策についての大きな動き

令和4年6月15日に、「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立しました。

令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設」することが示されました。

これを受け、こども家庭庁の設置と任務・所掌事務を定めるとともに、所掌事務の能率的な遂行のために必要な組織を定めることを目的として「こども家庭庁設置法」が成立しました。

こども家庭庁は内閣府の外局として設置され、令和5年4月1日に発足（施行）しました。

厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部などが中核となり、これに伴い、保育所と認定こども園の所管も厚生労働省と内閣府からそれぞれこども家庭庁へ移されます。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人

としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日に施行されました。

「こども基本法」では、国の責務や体制のみならず、地方公共団体の責務や市町村こども計画の策定の努力義務についても明記されています。

こども基本法（市区町村に関わる部分の一部抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県こども計画等）

第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（設置及び所掌事務等）

第17条

こども家庭庁に、特別の機関としてこども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

第17条第2項第1号

こども大綱の案を作成すること。

附則

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第7条

（前略）この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第9条第3項

こども基本法第9条第1項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第1項の規定により定められた大綱とみなす。